

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは一般質疑ということで、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、私の方から一つ確認をさせていただきたいと思うんですが、前回もちょっと確認をさせていただいた一型糖尿病の障害年金支給をめぐる裁判、四月十一日、大阪地裁で判決があったということで、先日、新聞には控訴しない方針を固めたという報道がありました。これについては事実でしょうか、大臣、お答えください。

○根本国務大臣 今回の判決は、障害程度の認定の適否自体について判断したのではなくて、支給停止処分のお知らせに記載した理由が不十分な記載であり、行政手続法に違反するとされたものがあります。

今、控訴するのかどうかというお話がありますが、これは現在、関係省庁と協議中であります。

○尾辻委員 いや、あした控訴の期限なんですね。ここまでに控訴しなければ確定ということになるんですが。

では、新聞報道をした新聞社に抗議などはされているんでしょうか、誤報ということ。

○根本国務大臣 報道というのは、いろいろ報道をするわけですが、抗議はしております。

○尾辻委員 まず、一つは控訴をしないように再度求めておきたいと思えます。

この裁判の内容については、今回、判決は行政手続法の方で出ましたけれども、そもそも、やはり障害年金支給をいきなりとめるということ自身に私は問題があると思っております。今度時間があるときに、まず控訴するかしないかはつきり決まった後で、また質疑をさせていただきたいというふうに思います。

きょうは有料老人ホームのことについて、特に一時金の問題について、ちょっとお伺いをしていきたいと思えます。

配付資料を配らせていただきました。ことし一月に、首都圏で有料老人ホームなど三十七施設を運営していた未来設計が民事再生法の適用を申請し、経営破綻をしました。介護施設では過去最大規模となる経営破綻となっております。

この事業自身は、創生事業団が未来設計の持ち株会社を買収して、施設自身は運営が続けられているということでありませぬけれども、この未来設計においては、創業者が毎年三億円前後も役員報酬として受け取っていた、また、この多額の役員

報酬の支払いで財務状況が悪化し、入居者から預かっていた入居一時金二十六億円が消失をしたというふうに新聞報道をされています。

結局、入居者の遺族や退所された方が、入居一時金が戻ってこない、そしてこれから多分退所される方も入居一時金が戻ってこない、こういう状況が今生まれているということです。

こういうことに対処するために、現在、有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第二十九条七項で、前払い金の保全措置を講じなければならないというふうになっておると思えます。

まず、今全国でこのような前払い金の保全措置を講じている有料老人ホームはどれぐらいふえてきたのか、この割合について教えてください。

○大島政府参考人 有料老人ホームへの前払い金の保全措置が義務づけられましたのは、平成十八年からあります。その適用となる有料老人ホームが全国で一万一千五百四十一カ所、昨年の六月三十日時点ですが、ございます。このうち、前払い金を徴収している有料老人ホームは千四百四十カ所でございます。このうち、保全措置を講じていない有料老人ホーム、五十九件でございますので、ちょっと済みません、引き算して割る計算をしておりますけれども、九十％は講じているということになるかと思えます。

○尾辻委員 義務化されても、まだ五十九件まず保全措置がないということですので、これは、義務化されているわけですから、全てのところがまず保全措置を講ずるようにはぜひとも指導していただきたいと思えます。

では、保全措置を講じている内容についてなんですけれども、どのような保全措置をしているのかというところでいくと、例えば銀行とか信託とか保険とか、いろいろなやり方があります。

その中では、例えば全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度、こういうことを使っているとあると思いますので、どれぐらいの施設がどういう保全措置をしているのか。特に、この全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度を使っている施設はどのぐらいの割合であるのか、どのぐらい数があるのか教えてください。

○大島政府参考人 今委員御指摘のとおり、保全措置の内容として四種類ございまして、銀行による連帯保証委託契約、それから信託銀行による信託契約、保険会社による保証保険契約、それから全国有料老人ホームが提供しておりますいわゆる入居者生活保証制度、この四つございまして、それぞれ、件数でございまして、まず銀行の契約が五百六十六件、信託銀行による信託契約が三百七十件、保険会社による保険契約が九十二件、全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度が三百三十五件ございまして、全体でいけば二三%でございます。

○尾辻委員 二三%が全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度を使っている。今回は、未来設計でもそこを使っていたわけですけども、では、全国有料老人ホーム協会と厚生労働省の関係というのは一体どういう関係になっているのかということについてお答えいただきたいと思えます。

○大島政府参考人 まず、有料老人ホーム協会ですが、こちらは老人福祉法上の規定がございまして、業務としましては、有料老人ホームを運営するに当たり、老人福祉法その他の法令の規定を遵守するための会員、これは個別の有料老人ホームのことでございまして、会員に対する指導、勧告その他の業務、会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、入居者の立場に立った処遇を行うための必要な指導、勧告その他の業務、会員の設置する有料老人ホームの設備及び運営に対する入居者等からの苦情の解決が業務でございまして。

厚生省の関係におきましては、この老人福祉法におきまして、まず、「協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。」という規定がございまして、厚生労働大臣は、必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは協会の事業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとされておりまして。

○尾辻委員 ということは、厚生労働省は管理監督できる立場にあるということだと思っておりますけれども。ちなみに、これは老人福祉法第三十条に規定されているかと思えます。この第三十条に規

定されている団体というのは、この全国有料老人ホーム協会一つだけということでしょうか。

○大島政府参考人 一つでございまして。

○尾辻委員 それでは、具体的に未来設計の案件について入っていきたく思います。

まず、今、未来設計は、有料老人ホームの運営等をされているんですけども、何人ぐらい入居者さんがいるのか。つまり、これからもしかして退去されたり死亡されたときに一時金が返ってこない可能性のある人は何人ぐらいいるのか。そして、今現在、一時金の返還義務が生じている方々、遺族の方もおられると思うんですけども、どれくらいおられるのか。この個別の件を把握されているかどうかお答えください。

○大島政府参考人 未来設計は、先ほど委員御指摘のように、全国有料老人ホーム協会の会員であるため、協会を通じて可能な範囲で情報を得ています。

三月時点で三十七施設ございまして、入居者は千八百四十三人です。

前払い金は、償還年限があります、例えば十年とか八年とか。その償還年限を過ぎると前払い金として返還する部分はなくなくなってまいりますので、もしかしてこの千八百四十三人の方の中で償還期限が過ぎていらっしゃる方もあるかもしれません、そこはちょっとわかりません。

それで、今実際に、人数として、死亡又は退去して返還金の支払いをまだ受けていらっしゃらない方が、三月二十六日時点において二百六十二人

と聞いています。

○尾辻委員 二百六十二人、今いらっしやるということ。

今の御説明だと、償還の話のときに、償還の期間が終わっている人もいるというふうにおっしゃったと思うんですが、ただ、この未来設計は、全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度を使っている。そうなる、ここは退去、死亡等が入居契約が終了するまで当初の保証金額を保証するということになっていきますから、今の御説明ではちよつと整合性がとれなくなると思うんですが。

○大島政府参考人 失礼しました。

確かに、償還とは関係ありませんので、そのとおりでございます。

○尾辻委員 お手元の新聞資料を見ていただくと、今既に死亡や移転で退去した約百二十人分の四億円余りの一時金が返せなくなっているということ、ここには報道されているわけです。

実は、こういった企業の破綻があるから入居一時金の保全措置を講じるように、今回の未来設計の場合は有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度があるわけです。

しかし、今回問題になっているのは、この有料老人ホーム協会の保証制度では死亡とか移転退去した人に保証金が出ない。本来であれば、そのためにわざわざこういう保証制度をつくっているし、保全措置をするように厚労省も言っているのに、現実としては今こういうような状態で、お金が返ってきていないんですね。

それはなぜかという、有老協、有料老人ホー

ム協会の入居者生活保証制度がほかの銀行とか信託会社とかとは違う発動要件になっているんです。

この内容が、条件として、入居契約期間中に、ここでありますと、下記の保証事由のいずれかの発生により、ホームの入居者全てが退去せざるを得なくなったときというふうになっているので、今回の未来設計の場合は、入居者の人全てが退去しているわけではないので保証金を支払う対象にならないということになってしまったわけです。

更に言うと、ここで、今、任意退去や死亡等による入居契約終了日から六カ月が経過するまでというふうにならざる条件が変わりましたが、これは一昨年に変っただけで、それまでは退去したらずくに保証の対象外になっていたということ、実は、もうこの制度では、入居者が払った入居一時金が返ってこないという、何のためにこの制度があるのだという状況になっているわけです。

この未来設計の破綻、入居保証金が戻ってこないという事態、つまり、この保証制度が機能しなかったという事態については把握されておられませうでしょうか。

○大島政府参考人 全国有料老人ホーム協会が実施しております入居者生活保証制度でございますが、保証約款というものがございまして、その保証約款の記載では、今委員も御指摘でもありますが、次のいずれかの事由により入居者の全てが退去せざるを得なくなった場合ということでありまして、次のいずれかの場合には、民事再生ですとか、あるいは全てのサービス機能が停止した場合というのがございまして、そこには該当するわ

けでございまして、入居者の全てが退去せざるを得なくなりということの要件がございまして、みずから自主的に退去した方は対象にならない、あるいは死亡した方も対象にはならないという保証約款になっております。

○尾辻委員 これは大問題だと思うんですね。しっかりと保全するように義務づけておきながら、そこに指定をされている保証制度を使ったら保証金が返ってこないということ、これは私は大問題だと思います。

ですので、まず、これについては問題だということ、今この制度の問題があるという意識はお持ちかどうか、お答えいただきたいと思えます。

○大島政府参考人 今申し上げましたように、この入居者生活保証制度では、入居者の全てが退去せざるを得ないということ、みずから退去した場合は対象にならないとなっております。

その一方、逆に、先ほど償還の話がございましたが、銀行による連帯保証の場合は、償還済みの方には支払わないのが通常であります。こちらの制度では、そういった場合でも支払うという、そういった少しでこぼこな規定になっております。厚労省では、平成十八年からこの保全制度が始まりましたが、この入居者生活保証制度は、それ以前からありました。その当時、こういう制度は余りなかったわけです。銀行とかでそういう契約を提供されておきません。この当時から、前からあったものを、この平成十八年の保全制度の導入の際も、そういった意義を認めて保全措置の一つとして認めてきているところがございます。

今の段階でこれをどういうふうに評価するのかということですが、現在の取扱いが入居者の方に対してあらかじめちゃんと広報されていたのか、こういったことをまずは業界に対しては指導していくことは必要かなと考えております。

○尾辻委員 いや、この制度が、こういった、今回破綻したけれども、事業がほかの会社で買収されたときに、全くとしてきかないということは、もともとの老人福祉法で定めた、保全措置を講じなければいけないと言っているにもかかわらず、保全措置にならない、穴があつたわけですから、やはり私は、この保証制度を変えるか若しくは保全の措置ということに認めないか、どちらかにしなければいけないと思うんですよ。まずそれが一つ。

じゃ、この入居金が返ってこない人たちをどのように救済をされるのか。それをどう考えておられるんでしょうか。

○大島政府参考人 委員御指摘のような今回のケースをどう受けとめるかにつきまして、もともとこれは民民の契約で、国ももちろん監督しておりますが、債務をどのように保全するかという観点でこれまで運用して、その推移を見ていたわけですので、今回の取扱いを踏まえ、どのような形態を考えるかというのは今後の検討事項の一つだと思いますが、現時点におきましては、既に民民の契約に基づいて、その中の扱いでありますので、ここはまさに民民において、今民事再生手続ということが行われておりますので、その中での対応ということにならざるを得ないのではないかなと考

えております。

○尾辻委員 結局、入居者や入居者の家族が、保証制度があるから大丈夫だよと安心していただいたお金が返ってこないということになっているということをしつかり受けとめていただきたいと思えます。

この有老協の入居者生活保証制度、一九九一年にできていますけれども、新聞報道では、保証金が出たのは三件で、三十七人分、一億八千四百八十万円と報道にあります。こういう事実は厚生労働省として把握していますでしょうか。

○大島政府参考人 三十七名、金額約二億円というのはそのとおりでございます。

○尾辻委員 ということは、ずっと九一年からやっているけれども、ほとんど発動されていないということですよ。一方で、施設側から支払われる拠出金は年六億から七億が有老協に入ってくるわけですよ。それを資産としてプールされているんじゃないかと。そこから毎年三億円は再保険の形で保険会社に支払われているが、有料老人ホーム協会には資産が五十二億積み上がっているという報道がされています。これは事実でしょうか。

○大島政府参考人 全国有料老人ホーム協会の保証事業に係る積立て引き当て資金として、御指摘のとおり五十二億円ございます。この五十二億円につきましては、今の再保険の将来の支払いに備えるもの、それから保証金の支払いに備えるもの、等として積み立てるものと聞いております。

○尾辻委員 ちょっと、この制度は非常に問題があるんじゃないでしょうか。

ちなみに、厚生労働省出身の方が有老協に職員や役員としてどれぐらい在籍をしているのか。過去十年ぐらい、有老協に行つた厚生労働省の職員は何人ぐらいいて、どのようなポストについているのか、お答えください。

○大島政府参考人 現役出向は過去十年ございませぬ。OBの就労は、今現在一名、専務理事としております。過去十年は、済みません、その点についてはちょっと調べが間に合っておりませんでした。

○尾辻委員 厚生労働省出身者も入っている、そして管理監督もできている、それでこういう問題があるということについて、これは、私はやはり改善をしていくべきだと思います。

特に、この保証制度については、これでは、お金を取っているけれども、いざというときに入居者を守らないという制度になっていると思うんですね。再検討すべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○根本国務大臣 私も、この問題については、今もやりとりがありましたけれども、前払い金の保全措置を入居者生活保証制度として実施している。これは、この制度のたてつけが、倒産などで継続居住が困難となった場合のみ金銭保証をする、こういう目的で、そういうたてつけなので、ですから、みずから退去した場合は対象とならない、こういう仕組みになっている。

一方で、銀行等による連帯保証の場合には、そこは対応が違うわけですが、この入居者生活保証制度というのは、前払い金が償却済みであっても、

倒産した場合は保証金を支払うという、ここは入居者側のメリットがあるという仕組みになっているんだらうと思います。

その意味では、保証制度の要件の見直しを行うかどうか。基本的には、先ほど局長から答弁がありました。全国有料ホーム協会において検討すべきことではあります。その際には、利用者の負担への影響などにも配慮が必要になるのではないかと思います。

そして、一方で、基本的には、入居しようとする方が前払い金の保全措置の内容を十分に理解することが大変重要だと思います。入居時等における保証制度の要件の説明を徹底するよう、まず協会には指導していきたいと思いますが、この制度のたてつけがいかどうか、ここはいろいろな議論があるところだと思います。

○尾辻委員　とにかく、入居者全てが退去せざるを得なくなつたときしか発動できないということになると、今回のようなときには返つてこないわけです。これはやはりすごく問題だと思ひますので、検討していただきたいと思ひますし、そもそも、この創業者の人が三億円も報酬を得ていたとか、過去八年間で二十二億円も報酬を得ていたというのは、明らかに行き過ぎなんですね。本来であれば、会計監査をもう少ししっかりと、外部の目が入るようにならなければいけないと思ひます。

この事件、しっかり見て、今何が足りないのかというところ、そして、足りないことをしっかりとカバーするようにしていただきたいということをお願いして、私の質問したいと思います。

ありがとうございました。